書

評

崎宜雄

近代化のなかの青森県』

郷村制から市町村制へ一

本 正 信

橋

森県市町村合併誌」を底本に、 て来た。本書は、二十年前、 著者の石崎宜雄教授は、早くから青森県を対象とした地域研究を手か 新たな知見を加えて上梓されたものである。全体は次のように構成 なかでも近代以降の青森県の歴史を、法社会学的立場から研究され 著者が編纂委員の代表として刊行した「青 「北奥県考」(一九七七)他数編の論文

序論 青森県の誕生

第一節 三戸県の成立

斗南県の成立

第 一章 青森県以前の行政制度

弘前県の成立

黒石県の成立

第四節 八戸県の成立

第五節 七戸県の成立

第七節 館県の成立

第二章 青森県発足以後の行政制度

> 第 節 大小区制への道程

郷村制の展望

第三節 戸籍区の成立

第四節 大小区制への移行

第五節 大小区別の動き

以上であるが、 第六節 郡区町村編制法への展望 他に「巻頭言」、第一章の「まとめ」、「あとがき」

の充実振りを如実に示しているのはさすがである。ただ本稿は紹介では を設け、本書執筆の経違を述べている。 両章とも旧著を大幅に書き直し、出典を明らかにし、二十年間の研究

恩をお返ししたい。

なく書評ということなので、若干の批評を試み、教え子の一人として学

準にあるといって過言ではない。 発になって来た北奥県論争や、江刺県の範囲について、最近の研究成果 斗南両県のことについては自説の誤りを潔く正し、 を充分踏まえて論述しており、この分野における現在到達し得た最高水 一章の白眉は第一節と第六節にある。著者もこの部分、即ち三戸、 昭和四十年代から活

白治制度史研究や、 史的視点と行政史的視点から考察した数少ない論考として、戦後の地方 森県農地改革史、一九五二)、「北奥県、三戸県との関連」(青森県市町村 っていた。それもその筈、この二著は、 合併誌、一九六一)などの誤りや、考証の不十分さを、早く正したいと願 著者が自ら巻頭言で述べている如く、 近代史的研究になくてはならないものであった。 本県の近代の歩みを、社会経済 「斗南藩、 江刺県とも云う」(青

る明治の自由民権運動の研究を卒業論及に選んだ程であった。筆者もまたこれらの著書から啓発され、著者の助言を得て、本県におけ後、小野久三著「青森県政治史(1)」をはじめ、数多著書に引用され、

ており、 も受け継がれたことは、 三戸県説を踏襲して来た論拠を明らかにし、それがさらに岩手県史等に の踏み台とし、 九七三)が出るに及び、従来の北奥県否定説を撤回されたのである。即ち 「三戸県という県名については、これまで本県内のみならず広く混乱し 頁 てきたことによるのであるが、 をあやまって読んだものであり、 ではない。そしてそれが三戸県と誤り伝えられてきたのは、 め三戸御役所でありついで「北奥県」とかわったのであって「三戸県 ていた……最近発掘された資料によると、黒羽藩支配地の県名は初 まず北奥県論争であるが、 かし、 三浦忠司説 その後の資料の発掘と、 より精緻な実証が公にされるようになった。 (「蟹田町安田家における資料について」、私家版 当時の研究状況からして止むを得なかったとし 本著では、 改めてそれを正すため」(同著二 それに拠る記述がその後もつづい 研究の進展は、これらの二著を格好 著者が一貫として従来の説即 所詮資料

廃藩置県図表

なるのである。

ここで読者の理解を促すために、

「廃藩置県図表」を呈示する。

正式に三戸県と称するのは可成り後日のことである」

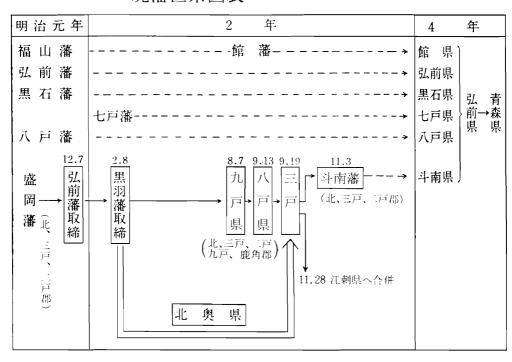
(同著三〇頁)と

その後も「当の北奥県はそのまま存続していたとみられ、

われるのは、

敢て本著を公にしたと述べているのである。

従って三戸県なる名称が現



— **38** —

(三浦忠司著 ける北奥県問題について―」一六頁―私家版 「明治初年における北奥県の考察―青森県成立以前にお

かずに終ってしまう恐れがある。 説に立っており、 森版)と五戸町誌説(一九六九)に言及していないのが残念である。 北奥羽県は実在したし文献で実証、一九六六、十一、二二付毎日新聞青 ったと思う。 める重要な論争を、 にしている。しかし、 大学教育学部紀要所収、 ただ本著には 著者は、 別の機会にこのことに言及しているし(「北奥県考」弘前 資料的に推測が多すぎると判断していたことを明らか この北奥羽県論争研究史に欠かせない、 研究史的な意義からも、 本著だけを読む読者からすれば、 一九七七)、両説とも北奥県と三戸県の 明治初期の青森県の政治史の間隙を埋 せめて註記された方が良か この論争に気づ 高橋富雄説 「併用 勿

て正している個所についてである。 にまことしやかに伝えられ」(同著九五頁)ていたのを民間資料によっ また、 「斗南藩は別名、 江刺県といったような誤解が、 当地方の史家

る。 誌 いからきているものである。 まず修正される必要がある。 「青森県農地改革史が斗南藩につき江刺県ともいうと記したことは、 うそり七号 Ш [川大蔵が江刺県大参事になったという事実は全く文献の読み違 (鳴海健太郎著、 (同史五頁) 他にこの種の誤りは五戸町 県政史上の椿事)などにも指摘でき

と述べているが、 (同著一〇五頁、 この間違いを決定的に原史料を駆使して論破したのは、 尚 との文中だけで誤植が三個所あるので直して転

ない。 るが、 著者 だ著者の一文を引用し、 ものであり、 上で「地方自治への指針」と題して書評した高橋興氏の意見に共鳴する に提供したのが前述の三浦氏であることは、 文書によって裏付けられたと著者はいっている。との貴重な文書を著者 終了しても尚「元三戸県」として存続していたことは、手倉橋の太田家 三戸県の改廃と江刺県・斗南藩の成立過程―「うとう」第八二号、一九七 森県社会構造の三類型」を想起したい。 旨から不要と考えたにしても、北奥県論争研究史上、一考を要すると思う 三戸県について考察する」 他に三浦忠司氏がいる(旧南部藩領における明治初年の地方行政制度 第 同じてとが「元三戸県」にもいえる。 ないのである。」(同著二六七頁 る中央からの指令に、 「世はあげて個人を柱とする社会に移りつつあるとき、ここでは 出来得れば、 管村制、 (「再び斗南藩成立をめぐって」秋田法律学第三号、一九七五)の 一章については、著者の独擅場であり、一読して、先に東奥日報紙 文中、教え子である同氏に特に敬意を表していることや本著の本 同氏の論考(前掲三浦論文―廃藩置県図表の出典参照) 門外漢である筆者の論評するところではない。ここではた 戸籍区制、 同氏の備考を註記すべきが至当と思われる。 当時の青森県を想い、 おそらく当時の青森県はまさに、 そして大小区制とやつぎばやに打ち出されてく (秋田法律学第四号、一九七七)で触れてい 三戸県が斗南藩に事務引継ぎを 本著の「あとがき」や「元 著者の学説であった 右往左往、 の註記が

りつくろう隙とてなく、それへの対応に全精力を費していったに違い

寸 のなかに閉じこもるという形でしか解決の道はなかったのである。

である。」(同著二六八頁)体を維持するととによって、ようやく各家の生計を維持していったの体を維持するととによって、ようやく各家の生計を維持していった村落共同津軽ではこれをオヤクマキといい、南部ではこれをスマキと呼んだ。

著の価値がいささかも損うものではない。何といっても、今回以前、 郷村制から市町村制への展望という明治時代のサブタイトルが、戦後の 日記を縦横に駆使して書き上げた著者の姿勢と力量に、 同著二頁)という基本線をくずさず、多志南美草や滝屋文書、 ない」(同著二六六頁)「地方の資料をふまえて、地方の立場から」(を反省し、一貫して「官庁文書を中心とするだけでは本当の姿はつかめ 史中心の史料分析だけでは駄目だと知りつつ資料不足に悩まされた時代 著者の本旨にもとることをお許しいただきたい。しかし、このことで本 希望ではあるが、別の機会にこの問題を追求されんことを願って止まない。 本県の社会構造にいかにアプローチするかという、いささか的はずれの 変貌を、どうとらえるかも含めて本著で総括されることを期待していた。 後に工藤欣一氏(「八戸の歴史」)等に批判を受けて来たが、 会構造の特殊性を類型化し、一世を風靡した著者のユニークな研究は、 れているだけである。当時斬新な手法で調査活動を推し進め、 類型について、本著では、 著者の年来の学説であった「南部型」、「下北型」、 以上、真にとりとめもない、 前引用文と第二節「郷村利の展望」に若干触 枝葉末節を把えた批評になってしまい、 心から敬意を表 「津軽型」の三 その後の 本県の社 新戸部伝

本著は、近代化を前にした「青森県の原点を浮き彫りにできたら」と

するものである。

いう著者の意図が、充分達成され、今後の近代史研究の指針となる好著

(A四判、本文二六八頁、津軽書房 定価二五○○円)

である。

(三戸高校教諭)